

賃 切 運 賃

I 距離制運賃(課税事業者用)

(単位:円)

車 両 別 キ ロ 程	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を越え2トンを増す車種までごとに
10kmまで	6,050	7,690	8,730	10,230	11,660	12,980	17,360	19,560	20,780	22,900	2,120
20kmまで	9,850	11,060	11,880	13,200	14,530	15,670	〃	〃	〃	〃	〃
30kmまで	11,540	12,850	13,810	15,340	16,980	18,380	20,440	23,190	24,180	26,810	2,630
40kmまで	13,060	14,630	15,710	17,520	19,360	21,140	23,640	26,700	27,550	30,620	3,070
50kmまで	14,690	16,420	17,650	19,650	21,760	23,870	26,850	29,960	30,950	34,390	3,440
60kmまで	16,300	18,210	19,560	21,820	24,120	26,300	29,450	33,260	34,310	37,980	3,670
70kmまで	17,920	19,980	21,480	23,970	26,490	28,700	32,040	36,470	37,710	41,580	3,870
80kmまで	19,510	21,770	23,390	26,130	28,710	31,080	34,670	39,390	41,090	45,130	4,040
90kmまで	21,120	23,570	25,310	28,280	30,960	33,480	37,310	42,340	44,480	48,700	4,220
100kmまで	22,720	25,330	27,230	30,420	33,270	36,050	40,170	45,420	47,860	52,200	4,340
110kmまで	23,820	26,480	28,450	31,800	34,930	37,940	42,210	47,930	49,990	54,610	4,620
120kmまで	24,900	27,590	29,660	33,150	36,450	40,030	44,530	50,300	52,140	57,010	4,870
130kmまで	25,960	28,740	30,850	34,510	37,870	41,650	46,870	52,270	54,280	59,430	5,150
140kmまで	27,060	29,880	32,080	35,880	39,370	43,220	48,780	54,240	56,430	61,870	5,440
150kmまで	28,140	31,000	33,280	37,240	40,900	44,820	50,560	56,290	58,560	64,270	5,710
160kmまで	29,210	32,150	34,500	38,590	42,410	46,500	52,330	58,480	60,720	66,720	6,000
170kmまで	30,310	33,270	35,710	39,960	43,950	48,240	54,310	60,630	62,840	69,090	6,250
180kmまで	31,380	34,400	36,930	41,310	45,460	49,980	56,330	62,820	65,000	71,530	6,530
190kmまで	32,450	35,530	38,140	42,690	47,000	51,750	58,350	65,000	67,130	73,930	6,800
200kmまで	33,570	36,670	39,340	44,040	48,520	53,490	60,380	67,190	69,300	76,390	7,090
200kmを越え500kmまで20kmまでを増すごとに	1,800	1,980	2,120	2,360	2,610	2,860	3,240	3,630	3,700	4,130	430
500kmを越え50kmまでを増すごとに	4,510	4,950	5,300	5,910	6,530	7,170	8,100	9,040	9,290	10,290	1,000

Ⅱ 時間制運賃にかかる範囲(課税事業者用)

(単位:円)

種 別		車 両 別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を超え2トンを増す車種までごとに
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ											
		3トン車まで 80キロメートル 3トン車を越えるもの100キロメートル	19,710	23,050	26,430	29,810	33,010	34,670	38,080	43,050	46,920	50,990	4,070
基 礎 額	4 時 間 制	基礎走行キロ											
		3トン車まで 40キロメートル 3トン車を越えるもの50キロメートル	13,670	15,170	15,380	17,890	19,540	20,630	23,210	25,430	27,630	29,850	2,220
加 算 額		基礎走行キロを超えるものは、10キロメートルまでを増すごとに	370	390	430	460	480	550	610	690	700	750	50
		基礎作業時間を超える場合は、1時間までを増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算します。)	1,920	2,300	2,630	2,890	3,210	3,440	3,790	4,280	4,560	4,970	410

Ⅲ 料金

1. 積込料及び取卸料

	上限	下限
1時間ごとに	6,000円	1,500円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員一人あたりの料金

2. 待機時間料

	上限	下限
30分を超える場合において60分までごとに	6,000円	1,500円

2. 地区割増料

(単位:円)

局 別	車両別 1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を超え2トンを増す車種までごとに
東京都特別区 大阪市	870	980	980	1,040	1,140	1,240	1,330	1,450	1,530	1,680	150
札幌市・仙台市・千葉市・横浜市・船橋市・川崎市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	570	570	570	680	680	780	870	870	980	1,090	110

IV 運賃割増率

1. 品 目 割 増

項 目	内 訳	割 増 率
易 損 品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3 割以上の臨時の 約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2 割以上の臨時の 約束による。ただし 特定毒物について は、5 割以上の臨時 の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10 割以上の臨時 の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2 割
	2. 屍 体	5 割
汚 わ い 品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4 割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5 割以上の臨時の 約束による。

2. 特 大 品 割 増

1 個の長さが荷台の長さにその長さの 1 割を加えたもの、重量 1 トン又は容積 5 立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが 3.8 メートル以上又は長さが 12 メートル以上となるもの。	3 割以上の臨時の 約束による。
--	---------------------

3. 特殊車両割増

冷蔵車・コンクリートミキサー車	2 割
冷凍車	3 割

4. 悪 路 割 増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3 割
---	-----

5. 冬 期 割 増

地 域	期 間	割増率
北 海 道	自 11月16日 至 4月15日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

6. 休 日 割 増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2 割
------------------	-----

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3 割
----------------------	-----

V 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く。）

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

VI 貸切運賃料金適用方

（1）距離制運賃料金適用方

（適用区域）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。
ただし、荷主が異なるとき又は、発地もしくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、10.0円未満の端数は10.0円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(運賃計算の特例)

8. (1) 積載貨物(貨物の性質上、積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。)が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。
この場合、容積貨物にあつては、1立方メートルを280キログラムに換算します。
(2) 継続かつ反復して行ふ貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

(個建契約運賃)

9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個あたりの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契

約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

(2) 基準車両（運賃計算の基礎となる車両）のトン数による基準運賃

当該運送貨物の基準車両積載可能個数×0.7

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

11. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。
ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

(悪路割増)

13. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

14. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(休日割増)

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り、）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限り、）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1 個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれお 100 キロメートル以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（１）又は（２）のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ 20 % 以内の割引率を適用することができます。

ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

（１）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

（２）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(車両留置料)

19. 削除

(積込料及び取卸料について)

- 19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

（１）車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

（２）作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

（３）積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(待機時間料について)

- 19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(地区割増料)

20. 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります）又は、住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合には、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(パレットの使用等)

21. J I S 規格のパレット（荷主側の提供したものに限ります。）の使用、荷主側の積卸作業等により積込み又は取卸しの時間が短縮された場合には、短縮された時間について、19-1 の積込料又は取卸し料を適用した場合の金額を 4. 及び 5. により計算した運賃より減じます。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

22. （１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

（２）前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5. による運賃の端数処理
- ⑤ パレット使用等による減算
- ⑥ 諸料金(端数処理を含む)の計算
- ⑦ 22. による加算の計算
- ⑧ 実費の計算

(実費負担)

24. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料
- (2) 架装費用
- (3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

26. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\{ \text{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)} + \text{航送時間中の固定費} \\ (1 \text{ 時間当り待機時間料相当額} \times \text{航送所要時間}) \} \times 2$$

(その他)

27. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2) 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときから

その作業が終了して車庫に帰庫するまでについて行います。

(従 業 員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1. 2. 4. 5. 7. 10. から16. 22から27. までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。